

第十三回国会 水産委員会 議 録 第十号

昭和二十七年二月十八日(月曜日)

午前十一時九分開議

出席委員

委員長 川村善八郎君

理事 田口長治郎君 理事 水田 節君

理事 林 好次君 石原 圓吉君

理事 川端 佳夫君 鈴木 善幸君

理事 田淵 光一君 富永格五郎君

二階堂 進君 原 健三郎君

松田 鐵藏君 木村 榮君

出席政府委員

水産庁長官 鹽見友之助君

委員外の出席者

農林政官(水産 庁漁政部漁業 調整第二課長)

高橋清三郎君

専門員 徳久 三種君

二月十五日

委員林百郎君辭任につき、その補欠として木村榮君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件

真珠養殖事業法案(石原圓吉君外十四名提出、第十二回国会衆法第八号)

水産金融に関する件

漁業取締に関する件

公海漁業に関する件

○川村委員長 これより水産委員会を開きます。

真珠養殖事業法案を議題といたしました。本案は御承知のように第十二回国会において審査を終了するに至らず、継続審議となつたものであります。今国会においては、去る十二月十日日本委

員会に付託となりましたが、その提案理由の説明はすでに前国会において聴取いたしましたのと同様でありますので、これを省略して審議を進めたいと思ひます。

真珠養殖事業法案

真珠養殖事業法

(目的)

第一條 この法律は、真珠貝及び真珠の養殖を助長し、並びに真珠の品質の向上を図り、もつて真珠の輸出の促進とこれによる国民経済の發展とに寄与することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「真珠養殖事業」とは、真珠貝若しくは真珠を養殖し、真珠を加工し、又は真珠の核を製造する事業をいひ、「真珠養殖事業者」とは、真珠養殖事業を営む者をいふ。

(施術数量目標の公表)

第三條 農林大臣は、毎年、真珠養殖事業審議会の意見をきいて都道府県別及び核の大きさ別の真珠貝の施術数量目標を定め、公表するものとする。

(計画の提出)

第四條 真珠養殖事業者は、毎年、省令の定めるところにより、その営む事業につき計画を定め、農林大臣に提出しなければならない。

(計画についての助言及び勧告並びに資金のあつた)

第五條 真珠養殖事業者は、前條の

規定による計画を定めるについで、農林大臣の助言を求めることができ、この場合には、農林大臣は、必要な助言をしなければならぬ。

2 農林大臣は、第三條の規定により定めた目標を達成するため必要があると認めるときは、真珠養殖事業者に対し、前條の規定による計画の変更について勧告することができ、

3 農林大臣は、第一項の規定による助言又は前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、当該助言又は勧告に応じて真珠養殖事業者を営む者に對し、当該事業に要する資金を

あつた旋するものとする。

(真珠貝の養殖事業者に対する助成)

第六條 農林大臣は、左の各号の一に掲げる事業を営む者を組合員とする漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合に對し、予算の範囲内において、必要な助成を行うことができる。

一 真珠貝の種苗の生産並びに真珠貝の稚貝及び成貝の育成

二 真珠貝の生息場所の底質の改良

(真珠貝の標準価格の公表)

第七條 農林大臣は、真珠貝の養殖を助長するため特に必要があると認めるときは、真珠貝の標準価格を定めて公表することができる。

(真珠の検査)

第八條 真珠(真珠製品に用いた真珠を含む)は、省令の定めるところにより、国の真珠検査所の検査を受け、その結果を省令で定める様式により表示したものでなければ、輸出してはならない。但し、標本用その他農林大臣が定める用途に供するために輸出する場合であつて、農林大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

(聴聞会)

第九條 前條の規定により検査の規定に關し不服のある関係業者その他の利害関係人は、農林大臣に、聴聞会の開催を請求することができる。

2 農林大臣は、前項の請求があつたときは、聴聞会を開いて、不服の事由を審査し、前條の規定による検査の決定が不当であると認めるときは、真珠検査所に再検査をさせなければならない。

(検査手数料)

第十條 第八條の規定による検査を受けようとする者は、真珠一匁につき三十円の範囲内において省令で定める額の検査手数料を国に納めなければならない。

(報告の徴収及び立入検査)

第十一條 農林大臣は、必要があると認めるときは、真珠養殖事業者から第四條の規定による計画の実施その他必要な事項に關し報告を求め、又はその職員に、真珠養殖事業者の事務所、事業所その他の

場所に立ち入り、真珠若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(真珠養殖事業審議会の設置及び権限)

第十二條 この法律の規定によりその権限に属させた事項その他真珠養殖事業に関する重要事項を調査審議するために、農林省に真珠養殖事業審議会(以下「審議会」といふ。)を置く。

(審議会の組織等)

第十三條 審議会は、農林大臣が任命する委員七人をもつて組織する。

2 委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

4 会長は、会務を総理する。

5 審議会は、あらかじめ、委員の中から、会長に事故がある場合に会長の職務を代行する者を定めておかなければならない。

6 委員は、非常勤とする。

7 前各号に定めるものを除く外、審議会の議事及び運営に關し必要な事項は、審議会が定める。

(罰則)

第十四條 第八條の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十五條 左の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第四條の規定による計画に虚偽の事項を定めて、これを提出した者

二 第十一條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前二條の違反行為をしたときは、その法人又は人が、違反の計画を知りその防止に必要な措置を講じなかつたとき、違反行為を知りその是正に必要な措置を講じなかつたとき、又は違反を教唆したときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対し各本條の罰金を科する。

附則

(施行期日)  
一 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。但し、第八條から第十條まで、第十四條、第十六條中第十四條の違反行為に関する部分の規定の施行期日は、昭和二十七年六月三十日までの間において、政令で定める。

2 水産庁設置法(昭和二十三年法律第七十八号)の一部を次のよう

に改正する。

第七條の二中「水産講習所」を「水産講習所 真珠検査所 真珠研究所」に改める。

第七條の七を第七條の九とする。

第七條の六第一項中漁港審議会の部に次のように加える。

真珠養殖事業 真珠養殖事業法(昭和三十二年法律第 号)の規定によりその権限に属させた事項を調査審議すること。

同條第二項中「漁港法」の下に、「真珠養殖事業審議会については真珠養殖事業法」を加え、同條を第七條の八とする。

第七條の五の次に次の二條を加える。

(真珠検査所)

第七條の六 真珠検査所は、真珠の検査を行う機関とする。

2 真珠検査所の名称及び位置は、左の通りとする。

名 称	位 置
東京真珠検査所	東京都
神戸真珠検査所	神戸市

3 真珠検査所の内部組織については、農林省令で定める。

(真珠研究所)

第七條の七 真珠研究所は、左に掲げる事項を行う機関とする。

- 一 真珠員に関する試験、研究及び調査
- 二 真珠員の優良な種苗の生産及び配布
- 三 真珠員の種苗の生産技術及び

真珠員の養殖技術の普及

四 真珠の養殖の密度その他の真珠に関する試験、研究及び調査

五 真珠に関する知識の普及

2 真珠研究所は、三重県に置く。

3 農林大臣は、真珠研究所の事務の一部を分掌させるため、所要の地に真珠研究所の支所を設けることができる。

4 真珠研究所の内部組織並びに支所の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

○川村委員長 この際御報告いたしました。田口長治郎君より本案に対する修正案が提出されております。これは諸君のお手元に配付いたしてあります。ただいまより修正案について提出者の趣旨弁明を願います。田口君。

修正案

真珠養殖事業法案に対する修正案  
真珠養殖事業法案の一部を次のように修正する。

第二條中「加工」の下に「(金屬類を附加して製品とする場合を含まない。)」を加える。

第六條中「左の各号の一に掲げる事業を営む者を組合員とする漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会」を「左の各号の一に掲げる事業を行う漁業協同組合又は漁業協同組合連合会」に、同條第一号中「並びに」を「又は」に、「及び」を「若しくは」に改める。

第八條に次の一項を加える。

2 農林大臣は、前項の検査及び様式に関する事項につき省令を定める場合には、あらかじめ当該事項

につき通商産業大臣に協議しなればならない。

第九條中「前條を」前條第一項に改め、同條第一項中「利害關係人は、」の下に「検査の決定があつた日から三十日以内に」を加える。

第十條中「第八條」を「第八條第一項」に改める。

第十一條第一項中「必要がある」と認めるときは、真珠養殖事業者から第四條の規定による計画の実施その他を「第五條第三項の規定による資金のあつたを受け、又は第六條の規定に基づく助成を受けた真珠養殖事業者の成果を確めるため」に改める。

第十四條中「第八條」を「第八條第一項」に改める。

第十五條を次のように改める。

第十五條 第四條の規定による計画を提出せず、又は計画に虚偽の事項を定めて、これを提出した者は、一万円以下の罰金に処する。

2 第十一條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第十六條を次のように改める。

第十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本條の罰金を科する。但し、法人の代表者又は人(人が営業に關し成年者同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者であるときは、その法定代理人とする。)がその法人又は人の代理人又は使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため相当の注意を怠らなかつたことの証明があつたときは、その法人又は人についてはこの限りでない。

○田口委員

ただいま議題となりました真珠養殖事業法案に対する修正案の趣旨弁明をいたします。

御存じのように、本法は昨年の十一月二十六日、第十二回国会において提案され、水産委員会において審査を進めて参つたものであります。種々検討いたしました結果、お手元に配付いたしてあります修正案の通り次の諸点について修正をいたしたいと存する次第であります。

第一は、第二條の修正でありまして、真珠養殖事業者に加工業者を含めることにつきまして、原案におきましてはその範囲が必ずしも明確でないもので、ここにいう加工は通称通までの、すなわち真珠養殖と不可分の關係にある一次加工であつて、金屬類を附加して製品とする加工は含んでいないということを明確にしようとするのであります。

第二に、第六條の真珠母貝の増産のために養殖業者に対する助成については、この助成は漁業協同組合あるいは同連合会の自営する場合に、その組合なり連合会のみを行うことにしたのであります。また原案においては、真珠貝の種苗の生産、稚貝あるいは成員の育成のすべてをやつておられる場合にのみ助成ができ、これが個々についてやつ

てある場合には助成がでないのではなか／＼という疑義があつたので、この点を改めました。

第三に、第八條の修正は、真珠の検査及びその様式について省令を定める場合には、農林大臣が輸出をつかさどつてゐる通商産業大臣に協議することにした点であります。

第四に、第十一條の立入検査の規定の修正であつて、立入検査は計画の実施その他すべての場合やめるのではなくて、資金のあつせんを受けあるいは母員増産の助成を受けた業者あるいは漁業協同組合に対し、その成果を確めるためにのみやるようしほつたのであります。

第五点、第十五條の罰則については段階を設け、計画の提出をせざるは虚偽の計画を提出した者は一万円以下の罰金だけにし、助言または勧告に応じて真珠養殖事業を営む者または助成を受けた漁業協同組合または同連合会で、その成果を確めるための報告をしなかつたり虚偽の報告をしつたりした場合には六箇月以下の懲役または五万円以下の罰金ということにしたことあります。

その他、第十六條の罰則規定を整備し、これらの修正による條文の整理をいたしたのであります。

以上修正案の趣旨を弁明いたしました次第であります。

○川村委員長 これより原案並びに修正案を一括議題とし質疑を許します。

○永田委員 真珠養殖事業法案の原案並びに修正案についてこれより質疑が行われるのであります。いきなり修正案を出されて、両方を比較検討し頭に入れて、ただちにこれから質疑をす

ることは、われ／＼のような普通の頭ではなか／＼困難である。従つてこの原案と修正案とをしばらく研究してみたいと思つて、そこで来週あたりの委員会において質疑をされるようおとりはからいをお願いいたします。

○川村委員長 ただいま永田委員より原案並びに修正案はただちに質疑をするには準備が整つていないから、来週あたりに十分質疑をした方がいいのではないかと、いかなる御意見があらうかが、いかがでございますか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○川村委員長 多数の委員より異議なしのことであるので、そのようにとりはからうようにいたします。

○石原(團)委員 最近に保安庁と警察予備隊が合併されて一つの組織になるというのを聞いておりますが、その場合における海上の漁業関係の取締りその他全般的な問題に対して、水産庁においては、現在のところどのような構想を持ち、またその改組される保安隊との関係はどういうことになる見通しでありましようか、伺いたい。

それからも一つは、行政機構の改革を今やつておるわけでありませう。これに対する水産庁の機構、その改革の過程等に対しても、本日御説明があれは、最も近い委員会においてその内容の説明を要望するものであります。

○藤見政府委員 海上保安庁関係の機構の改革と、それに伴つて海上における水産関係の取締り、または日本漁船のある意味の保護というふうな点で変更があるかというお尋ねでございますけれども、それについてはまだ連

絡を受けておりませんので、今のところお答えできる段階になつておりません。しかし今のところは一応たいした変更は見ないのじやないかと考えております。

それから水産庁の機構が今度の行政機構の改革に伴つてどういふふうに変更するかという点でございますが、これについても大臣には意見は申し上げてあります。水産関係はマツカサ・ライソも撤廃され、公海漁業への進出がこれからは、活発に行われなければならぬという状態であるから、むしろ強化を必要とするぐらいではないかという意見は申し上げてあります。大臣も、その通りというふうな腹組みでおられるようですが、また具体的には進んでおられないわけでありませう。

○石原(團)委員 海上保安隊についてはありますが現在の機構では漁業の取締り等には徹底しない。そのために最近東支那海における拿捕等は著しく激化して参つたことは御承知の通りであります。今後海上保安庁と警察予備隊が合併されて保安隊となる場合には、一層軍事的な使命が濃厚になることは争えない事案であると思つてあります。そのために漁業上の取締り、保護等の問題が闊却されて来るのではないかと非常に不安にたえないことでありませう。その場合に、水産庁の庁内に

おける海上保護、取締り等の機構が強化されるか、保安隊においてその問題が十分取上げられるか、いずれにせよ両方の力をまたなければならぬと思つて、機を逸しないようにしてもらいたいということをお望みするものであります。

それからも一つは、行政機構の改革を今やつておるわけでありませう。これに対する水産庁の機構、その改革の過程等に対しても、本日御説明があれは、最も近い委員会においてその内容の説明を要望するものであります。

○藤見政府委員 海上保安庁関係の機構の改革と、それに伴つて海上における水産関係の取締り、または日本漁船のある意味の保護というふうな点で変更があるかというお尋ねでございますけれども、それについてはまだ連

絡を受けておりませんので、今のところお答えできる段階になつておりません。しかし今のところは一応たいした変更は見ないのじやないかと考えております。

それから水産庁の機構が今度の行政機構の改革に伴つてどういふふうに変更するかという点でございますが、これについても大臣には意見は申し上げてあります。水産関係はマツカサ・ライソも撤廃され、公海漁業への進出がこれからは、活発に行われなければならぬという状態であるから、むしろ強化を必要とするぐらいではないかという意見は申し上げてあります。大臣も、その通りというふうな腹組みでおられるようですが、また具体的には進んでおられないわけでありませう。

○木村(衆)委員 この前私からお願しておきました工場廃水被害関係の調査、それからアメリカ軍の演習被害の状況の調査等について、漁政部長の話では、昭和二十五年年度において大体三億四千万の被害があるが、それを昭和二十六年年度の終戦処理費から補償してもらつたように大蔵省に交渉中であるということであつた。その後報告がございませうが、三億円の被害状況を詳細に出していただきたいということをお願しておるわけでありませう。大分時間を経過してありますので、そのことをお願しておきます。

もう一点は今話が進められております日韓漁業協定の問題につきまして、これは朝鮮動乱の関係と見合つて、非

常に重大な問題だと思つております。もし朝鮮動乱が継続されるような中で、日韓漁業協定が新たにできたとしても、日本の漁民にとつては安心して操業できないような状態が来ると私は思つて、従つてこの朝鮮動乱を解決することと、今話が進められておる日韓漁業協定とは関係が非常に深いと思つて、そういった関係で慎重にやつていただく必要上、秘密会でもけつこうです。から、交渉の頭末を、できるだけ限り委員会へ御報告願つて参考としていただきたい。かようにお願いしておきます。

○高橋説明員 工場廃水の資料の問題であります。昭和二十一年度から昭和二十四年度までの資料は前に差上げである通りであります。昭和二十五年、六年度の、ただいま御要望のありました点につきましては、目下急遽調査を進めております。まだちよつと時日がかかると思つて、と申しますのは、御案内の通り、全国的に相当被害が発生しておりますから、どうしても相当広汎な調査をしなければならぬ関係上、もうしばらく御猶予を願ひませう。

○川村委員長 この際皆さんにお諮り申しますが、真珠養殖事業法案の原案並びに修正案の審議は月曜日の委員会において行いたいと思つて、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○川村委員長 御異議なしと認めまして、きょうよりはからいませう。

○林(好)委員 長官に伺いたいと思つて、日米加漁業協定によつて、御承知の通り本年から北洋漁業に出漁できるものであります。今日までの農林

省 あるいは水産庁の考え方は、新聞では承知いたしておりますが、本部長官がおいてなっておりますので、これを伺いたいと思っております。まず北洋漁業の工船の問題は、一組ぐらゐ出される方針であるか、あるいはそれ以上出される方針であるか。あるいはその許可の方針につきましては、どういう方面に許可をされる御方針であるか、さらにまた鮭鱒の独航船の問題につきましても、大体どれぐらの隻数を本年出漁させる御方針であるか、それからどういふような許可方針をおとりになるかということ、一応伺いたいと思つておきます。

○鹽見政府委員 日米加協定に基づく北洋出漁の問題であります。これはかにかにつきましては、アメリカの領海近くに参るといふ関係もあり、それから鮭鱒につきましては、西経百七十五度というふうなことが、当委員会においても非常に関心を持たれて交渉されたこと、むしろ私もよく御存じだと思つておきます。米國側が百八十度とか、あるいは東経百七十五度とかいふのを、こちらの主張を入れてもらつて西経百七十五度まで持つて行つた。その境界については、そのさげが東に行くか、西に行くかという調査もあわせてやるという形で、暫定線としてきめられておるといふ関係もございまして、それらの関係で、操業区域といふものは相当國際的に注意しなければならぬという面、それからもう一つの問題はかにはやはり底棲性の生物であつて、濫獲の危険が過去においても十分あつた。鮭鱒につきましても、これは遼河性の魚類として、やはり濫獲については最も注意を払わなければならぬ魚種でもありますので、これらを勘案しまして、かにかにつきましては昭和五年から十箇年間は操業した実績がございまして、第一年目が一反当り七尾余り、二年、三年は五尾余り、四年目になりまして三尾台に落ちて、七年、八年は二尾前後という減産の状況でありまして、これは二年目、三年目に二船隊を出したため濫獲になつたといふことは、資料的に専門家から見れば、はつきりしている。このういふふうに見られますので、大体鮭鱒につきましては、われわれの方として、一船隊、箱数の方も適当なところで六万箱前後といふところじやないかと思つておきます。これは相當技術的検討を要すると思つておきますけれども、そこいらあたりで制限をして行く必要があるんじゃないか、こう考へておきます。

それから鮭鱒につきましては、操業海面の関係から申しまして、過去において調査をやつた経験はないわけではないが、そう大した資料はありませぬ。ある程度過去において試験操業をやつたところの資料等を勘案して考えますと、漁場としてみれば、まず安定した漁場とは言えない。あの漁場をおもにものにするかどうかという点について試験段階にある。特に西経百七十五度という線は暫定線でございますから、さげの移動回遊の状態につきましては、調査を伴つてやらなければならぬといふ関係がございまして、そういう関係からして、まず漁撈を行うところの船は五十ばい以内がかたく見て適當なところじやないか、このういふふうな考へ方をいたしておきます。そのいすれもはつきりと船隊行動をとつて、操業海面を嚴重に守るといふことと、それから調査においても十分相協力し合つて、日米加協定の線に沿つて十分な成果を上げられるようにすること等を考へて行かなければならぬ。このういふふうな観点から、われわれの方では今とにか、かにかにつきましても、鮭鱒についても、全國の關係漁業者が一体になつて、むしろ試験調査といふような点にかなりの重点を置きながら進出するといふ必要があるんじゃないかと考へておきます。民間の方に対しては、一本になつて出漁するようにといふことを懲懲しておる最中でおきます。なか／＼時間がかかつておきますけれども、順次そういう實際關係に対する配慮資源に対する十分な保護といふふうなものが、業者の間にもかなり浸透して参りました。順次そういうふうな空気が一本になつてやろうといふ考へ方が強まりつつあるんじゃないか、こう考へておきますけれども、今のところ政府としては、それを強制するといふふうなことは言つておりません。とにかく業界において自主的に話合つて、一本になつて、できるだけ早く意見をまとめて来るようにといふことを懲懲しておるような状態でありまして。

なほ鮭鱒につきましては、沿岸の漁撈を行うところの船の方は、これもまた北海道のほか、東北、北陸の各県に経験者があるわけがございまして、それらの人々がやはり一つの団体を形成して、各府県に散らばつておる關係からして、今まで母船の経験のある大きな業者の方と一本になつて、内部で協議し合つて、船の隻数はどのくらいで、母船としては何トンぐらゐのものが適當

か、これもやはり半試験的な意味を持ちますので、あるいは三千トン級と千トン級でどちらの方が成績がよいか、あるいは生産されたものも一部は、やはり出すようなものは冷凍してカン詰に持つて行つた方が、内地の市価を売りくすまないし、また外貨の獲得という点でも大いに國民經濟に貢献しますから、そういうやり方をやるとか、そういうふうな、ある程度企業的面面において、できるだけ關係業界の創意を生かして進めて行くことが、いかに試験とはいへ、これは一つの企業でございまして、いひのではないかといいことで、そういうふうな点について関係業界の方で話合つて、意見をまとめて持つて来るようにということ、懲懲しておる状態でございます。

○林母委員 大体わかりましたけれども、要するに、かにかと鮭鱒と一本にして許可する御方針でありますか。かにかと鮭鱒を切り離して許可をする御方針でありますか。これを伺つておきます。

○鹽見政府委員 その点については意見はいろいろあつたわけがございまして、かにかにつきましては、かなり母船が中心であつて、操業の形態は、母船の指揮系統下において川崎船その他を利用して、企業するという形態で、母船に非常に重点が置かれる。それから鮭鱒につきましては、とる方は独航船にかなり重点が置かれて、独航船の重みともいふものは母船に対して相當な比重を占めるという關係もありまして、企業形態からいふと、これは別々に企業して十分やつて行けるものもあるし、その方が能率がいいといふことは考へられるわけでありま

す。それからもう一つは、かにかの方は過去の実績等から見ますと、初年度は黒が出得る可能性はあると考へられます。鮭鱒の方は、先ほども申し上げましたような状態で、そう安定した漁場ではないし、これはあるいは赤を出すかもわからないといふ可能性があるわけがございまして、これがやはり一つの企業として行われる場合には、鮭鱒の方で赤が出るということになりますと、独航船等においては、場合によると危険を冒して、操業区域その他の法を破つて、いひ所へ出て行かないとも

言えない。このういふふうな危険性も感ぜられるわけがございまして、やはり鮭鱒の方はかなり試験的な意味が多いわけでありまして、かにかの方で黒が出得るものならば、それを鮭鱒の方へ幾分でも、鮭鱒の方が今後開発するため試験的な操業という性質が重いものでありますから、まわせるようにすれば、北洋の開発としてはとも／＼並行しながら進め得るのではないかと、このういふふうな問題もあつておきます。そういうふうな問題もあつて、かにかと鮭鱒を切り離して許可する御方針が、かにかといふふうな考へ方もあつておきます。かにかの形であつても、かにかの方のある程度の黒字を鮭鱒の方の、試験的な、調査的な方へまわせるような形が考へられるならば、必ずしも一本の企業体にならなくともいいのではないかと、今は考へておきます。

○松田委員 たいま林君の質問に対して長官から御答弁になつており、また前の委員会でも永田君からの質問に対して御答弁になつており、当初私も質

問をいたして、かにかと鮭鱒を切り離して許可する御方針が、かにかといふふうな考へ方もあつておきます。かにかの形であつても、かにかの方のある程度の黒字を鮭鱒の方の、試験的な、調査的な方へまわせるような形が考へられるならば、必ずしも一本の企業体にならなくともいいのではないかと、今は考へておきます。

問したときにおいて、長官からも御答弁になつておつて、大体水産庁の行き方というものに対しては、われ／＼は了承して、おまかせをしてはおつたのでありますが、時期がだん／＼逼迫すると同時に、いろ／＼な情報が入つておるのであります。これらについて私どもも水産庁当局に対する協力をする意味において、寄り寄り懇談をしてありますが、いまだ表面に立つてこの問題をわれ／＼が論議したことはないであります。幸いにしてきよう石原委員より、本日議員連盟によつてこの問題を論議してみようじやないかという通知を受けまして、午後になつてから衆参両院の議員が集まり、この問題を、水産庁に対する協力をする意味合いにおいて論議してみようということになつておるのであります。大体きようどこまでも水産庁に対する協力の意味のわれ／＼議員連盟の意見をまとめたいという考え方がありますから、その御了承を願ひますと同時に、委員長においてしるべく明日北洋漁業問題に対する委員会を開いていただきたい、かように私はお願いをいたしません。

○川村委員長 松田君の発言中、委員長に対する御要望がありますので、この委員会が済みましてからよく合議をして、できるだけ松田君の御要望におこたえ申し上げたいと考えております。

○冨田委員 私は水産庁にちよつとお伺ひしたいのですが、昨年来魚価維持対策という目的のもとに見返り資金高利用というふうなことから端を発しまして、陸上施設の冷凍、冷蔵に對し

て農林の特産が行われて参つておりますが、この問題について全国的に考えをみますと、たゞ／＼その事業主体として県漁連で行う場合があるのであります。単協に出資を求めまして、県漁連が中心になつて、所要の地に冷凍、冷蔵の施設を行う、言いかえれば県漁連の資本を単協に求めるといふふうなことからたゞ／＼紛糾を来して、われわれ水産常任委員としても、しば／＼この問題について、水産権力の地方分権という趣旨からいひまして、さらにも、最も公正妥當に指導して参つたのであります。これにつきましても、水産庁もわれ／＼の趣旨と同様な方針で今日まで参られたことと思つてございませう。ところがここに一つの問題があるのであります。すなわち鹿児島県でございませうが、鹿児島県は鹿児島市に日冷とかあるのは中川といふふうな既存の冷凍、冷蔵施設がございませう。その製氷の率といふものも、すでにかなり過剰の生産に移行しつたものと承つておるのであります。たまたまかような趣旨からして、県漁連に農林の特別融資の金が使われるといふことを奇貨といたしまして、各単協に呼びかけて出資をさしておる、こういう実例がある。この単協はおの／＼災害によりまして、資本的にたいへん行き詰まつておる。しかるに今回の漁業権証券の資金化という面から、この資金化になるべき見返りの漁業権証券をそのまま出資として吸収しておる。吸収された方では、災害で財政的に困難な状態に、さらに行き詰まりを来して混乱に陥つておるといふ例があるのであります。これに對して、すでに

水産庁では融資を決定したらしいといふふうな情報をわれ／＼は受取つておるのであります。もし融資が決定しておるとしたならば、私がたゞいま御質問申し上げた内容について、後日数字をもつてお答え願ひたいと思ひます。一応私が申し上げたことに基きまして、水産庁は大いに善処していただきたいと思つております。これに對して長官の御答弁を簡單に承りたいと思ひます。

○松田委員 関連して……。たゞいま水産委員から、鹿児島漁連に対する特別に對しての御発言がありました。私それに対して補足的な意味で質問をしたいと思つております。

たゞいま水産委員のおつしやるように、あそこには既設の業者があり、その業者が大体において需要を満しておる、こういうふうな水産庁に対する陳情と私どもに對する陳情があるのであります。その陳情のリストをよく調査いたしました。飽和状態にならないようにして行かなければ、既存の企業ももし破綻するやうなことがあつたならば、小さくても日本経済の破綻になる愛いがあるといふので、われ／＼も慎重にこれを調査したのであります。そしてこの調査の結果、水産庁も役人を派遣してその調査に乗り出したのであります。せい／＼十トソぐらいのことであつたならば製氷をやつてもいいのじやないかという意見が水産庁の調査の結果現われて来たのであります。ところがたゞ／＼キティ台風の襲うところとなつて、当初は單協もこれに賛同したのであります。その後單協としては、そこに投資をしてまで

やる能力がない、まことに困つたものだといふ反対の意見が、有力な協同組合から相当出たので、われ／＼にまた陳情が参つたのであります。もし連合会であるのであつたならば、われわれは自分の協同組合でもつてやりたい、その場合においてはもつと出資をしてやりたい、要するに單協の育成強化が成立つて初めて漁業協同組合連合会の経済が成立つものである。しかし連合会が企業団体ではないんだ、どこまでも指導団体でなければならぬのに、單協がやろうと考へておるものを、利益をとるために連合会がやるといふことはまことに困るのである。自らの冷蔵庫もこわれておるので、これを幾分修理すると同時に製氷をやれば、その單協の育成強化といふことは非常によく成立つものである。しかも一番水を使うのは自分らの漁港である。こういう意味から、あそこへやつてもらつては困るといふ反対の意見が出たのであります。その点に對してわれわれは、連合会であることが是か、單協がやることは是か、また單協においてもし別な出資をすることはでき得ない。しかし将来あらゆることに對して権力をもつて、もし言うことを聞かなかつたならば、君らの單協に對する育成強化を暗に阻害するといふ言を使つて、当初の決議を尊重しろと強要した、こういうふうなことであつて、實際において困つたものでないかといふことであつたのであります。この問題は、三回委員会でも論議されて、水産庁に對しては十分調査をして、委員会に對して報告をした後でなければやらないといふ意思表示をされておつたのであります。ところが地元からいよ／＼連

合会が決定したのであるから、これでは自分らの方にも影響があるし、また自分ら單協自体も出資を強要されて扱わなければならぬのであつて、こんなことでは困るといふ陳情が頻繁としてやつて来ているのであります。大体水産庁の長官は新任でありまして、その内容はよくおわかりにならぬ。また協同組合課長も新しくかわつておるのでわからないのであります。前の次長なり松任谷部長なりはよくこのことを認識されておつたのであります。たゞ／＼こういう問題でいままたわれわれの方に陳情が頻繁に参つておるので、実に困つておるやうな次第なものであります。でき得るならばこしらえてやりたいし、單協にもよく話を聞かせるものではありますけれども、水産庁はそういう調査をされておつたのか、またわれ／＼の委員会にそういう発言があつたのに對して、その後において何からお話もなかつたのであります。われわれはこんな小さな問題をとやかくするものではないけれども、先日論議されたまき網の問題なんか、結局は地方問題がからまるものであつて、あらゆる水産庁の行政に對して、われ／＼が得るだけ協力して行こうといふ態勢から、法案はきまつたからといつてかかつては困る、一応話していただきたいといふことで、すべての点が円滑に今日まで来ているやうな次第であります。こういうやうなことで、円滑にすべてのものを運ぶ上においての段階としてこの問題が論議されておつたのであります。こういう点を長官においては十分御留意になつて、そうして水産庁として話し合いのつく場

合においてはつけてやるべきであり、またわれ／＼委員会がこういう問題に對して、どのような方法でもわれ／＼が利用——と言えれば語弊があるかも知れませんが、協力をするにことによつて円滑になるのであれば、どんなことでも惜まないと考えているものであります。また一例を考えれば、越佐海峡の問題しかりであります。かような点からいつて、どこまでも水産行政に對してあらゆる協力を惜むものではないという観点から、こういう問題を調整して、話し合いの上よく理解のできる方法を講じて行きたいというのがわれわれの意思であるのであります。ただいまの永田委員のおつしやることも同様なのであります。ただそのときはこうするのだ、こういうように協議してよく調べるのだといつて、抜打的に一方的にやられると、あとから問題が出て来るというようなことを私は非常に心配するものであります。この点に對して水産庁はどうお考えになつておるか。もし決定されたのなら、単協の意見をもう一度お聞き合せになつて、その間補償なら補償になつて、調整をする方法を考へていただかなければならないのじやないかという考え方を持つておるものであります。長官の御答弁をお願いしたいと思います。

と思ひます。この問題は非常に地方的な問題でありまして、大きく取上げらるべき問題ではないかと考へられるのであります。しかしながら漁業改革に伴つて単協育成、あるいは今後の漁業育成等の観点から、大きな国家の長期資金が、この育成のために使われるという事になつて、昨年も相当な金が冷凍、冷蔵の設備に使われたわけでありまして、なお二十七年度におきましても、多額の金がこの方面に使用されるという事になるわけでありまして、私どもはこの貴重な莫大なる国家の金の振興に、ほんとうにりつばなる目的のために使われるという事を念願しておるのであります。かような観点から、これらの金の使途が以上述べましたような目的のために、正しく使われるという事を考へて鹿兒島の問題を考へるとき、私地元の議員といたしまして、この金が果漁運のために、あるいは鹿兒島水産開発のために、正しく使われるという事を念願するものでありますけれども、先ほど松田議員からいろいろ／＼話がありました通り、地元からいろいろ／＼な陳情が参つておるのであります。果漁運といつたしましては、地元の単協が一致してこの製氷設備をつくりたいという陳情が参つておりますが、なおそれに並行しまして単協の方でも、必ずしもこの果漁運の考へ方に賛意をするものではない、こういう意見も陳情も参つておるのであります。一方果漁運の意見を聞くも、一致してこれらの設備をつくりたいという意見があるように聞えますけれども、また一方におきま

ては、氷の需給関係等も必ずしも不足してはいないのである。あるいはまた過ぐるルース台風において非常な災害を受けた単協の強化こそ目下の急務ではないか。この弱つた単協に出資をさせて、果漁運の方から出資を命令といひますか、強制的にやらせてつくり上げるといふことについては、有力なる單協の方からも反対の意見が出て来ておるのであります。なおまた既設の会社の方からも参つておりますが、こういうような陳情が来ておりますので、私ども委員会におきましても、單に鹿兒島のみならず、北海道やその他の果漁連がやつておるようなこうした設備を二、三回問題に取上げて、いろいろ議論を重ねておつたのであります。最近鹿兒島の果漁連の融資の問題も決定したかのごとくに私どもは承つておるのであります。委員会におきまして今まで申し上げましたように、いろいろ問題にしておりましたので、水産庁当局といたされましても、十分地元の実態を調査されて、そうして、もしかりに果漁連がこれを取上げて製氷設備をやつたとした場合に、はたして将来これが経営が十分に成り立つて行くか、あるいは鹿兒島の水産開発のためにほんとうに貴重な金が生きて行くかといふことも、十分なる見通しをつけて、融資決定をなされたものであるかどうか、私どもはかように生きて行くを念願しておるもの、もし果漁連が多額の金を單協からも出資させ、また長期の貴重な金を使つてでき上つた製氷の事業が、万一成り立たない場合においては、その負担というものを零細な鹿兒島の漁民が負ふことは明らかであります。かようなことになつては、私ども

もほんとうの金の使途の目的から考へて、結果において逆な効果を生むのではないかとおそれるものであります。こういうような実態を十分に調査されて、見通しをつけた上で融資の決定をなさるべきが当然ではないかと思つておりますが、二十七年度におきましても、相当な金が各地方に流れて行きますので、こういう点を十分調査をされて、今後の融資の決定をしていただきたい。

なおまた松田委員からも申入れがありました通りに、水産庁当局とされましても、鹿兒島の實態を十分調査されて、これなら間違いないという確信を持つて融資されたかどうかといふことの報告を、一応後日承りたいと思つておられます。もしかりにそういう確信がないといふことでございましたら、一応私どもの方からも實態の調査をいたしてみたいと思つておりますし、なおさらに水産庁の方からも、もう一度実態の調査をされまして、ほんとうに確信をつけた融資の御決定をお願いしたい、かようにお願い申し上げます。

○川端委員 明日も委員会が開かれるかも知れませんが、北洋漁業の問題が当面の重要問題でありますから、私は二、三問題を控えておりますが、この機会に一つだけ地元の問題を、正式にこの委員会を通じて水産庁長官に申し上げて、御考慮をお願いしたいと思います。それは高知県と愛媛県との果境を中心にした宿毛湾におきまする入会の紛争であります。これは期間を区切りましての契約が繰返されまして、昭和二十五年から二十七年末までの契約が正式にあるにかかわらず、

両県間におきましては、漁業法の制定を境にいたしました。この契約の効力があるかないかというより、実に平凡な話で感情的な対立をいたしているのであります。そこに介在いたしました、保安庁が愛媛県の出漁の連中を盛んに取締りまして、一方的に検査を進められておる実情でありまして、宿毛湾の漁場におきましては、非常な紛争をいたしているのであります。これは日一日と熾烈化いたしております。現状から、私はこの委員会を通じて、正式に水産庁長官にこの件の調査をお願いしたい。かつ所管の水産庁から保安庁に、われ／＼はこの取締りが一方的に偏してると断定せざるを得ないので、この点のお確かめをお願いしたいと思います。これは答弁はいりませんが、さつそく保安庁に向つて、この実情をお確かめ願ひます。

○川村委員 本日はこの程度にとどめ、散会いたします。次回は公報をもつてお知らせいたします。  
午後零時六分散会

○鹿見政府委員 ただいまの問題は具体的な問題で、私まだ詳細によく聞いておりませんので、よく取調べました上で御答弁申し上げます。

○二國委員 ただいま鹿兒島の果漁連の製氷の問題が松田議員から御発言がありました。私地元であります関係から、一言意見を申し述べてみたい

は、氷の需給関係等も必ずしも不足してはいないのである。あるいはまた過ぐるルース台風において非常な災害を受けた単協の強化こそ目下の急務ではないか。この弱つた単協に出資をさせて、果漁運の方から出資を命令といひますか、強制的にやらせてつくり上げるといふことについては、有力なる單協の方からも反対の意見が出て来ておるのであります。なおまた既設の会社の方からも参つておりますが、こういうような陳情が来ておりますので、私ども委員会におきましても、單に鹿兒島のみならず、北海道やその他の果漁連がやつておるようなこうした設備を二、三回問題に取上げて、いろいろ議論を重ねておつたのであります。最近鹿兒島の果漁連の融資の問題も決定したかのごとくに私どもは承つておるのであります。委員会におきまして今まで申し上げましたように、いろいろ問題にしておりましたので、水産庁当局といたされましても、十分地元の実態を調査されて、そうして、もしかりに果漁連がこれを取上げて製氷設備をやつたとした場合に、はたして将来これが経営が十分に成り立つて行くか、あるいは鹿兒島の水産開発のためにほんとうに貴重な金が生きて行くかといふことも、十分なる見通しをつけて、融資決定をなされたものであるかどうか、私どもはかように生きて行くを念願しておるもの、もし果漁連が多額の金を單協からも出資させ、また長期の貴重な金を使つてでき上つた製氷の事業が、万一成り立たない場合においては、その負担というものを零細な鹿兒島の漁民が負ふことは明らかであります。かようなことになつては、私ども

もほんとうの金の使途の目的から考へて、結果において逆な効果を生むのではないかとおそれるものであります。こういうような実態を十分に調査されて、見通しをつけた上で融資の決定をなさるべきが当然ではないかと思つておりますが、二十七年度におきましても、相当な金が各地方に流れて行きますので、こういう点を十分調査をされて、今後の融資の決定をしていただきたい。

なおまた松田委員からも申入れがありました通りに、水産庁当局とされましても、鹿兒島の實態を十分調査されて、これなら間違いないという確信を持つて融資されたかどうかといふことの報告を、一応後日承りたいと思つておられます。もしかりにそういう確信がないといふことでございましたら、一応私どもの方からも實態の調査をいたしてみたいと思つておりますし、なおさらに水産庁の方からも、もう一度実態の調査をされまして、ほんとうに確信をつけた融資の御決定をお願いしたい、かようにお願い申し上げます。

○川端委員 明日も委員会が開かれるかも知れませんが、北洋漁業の問題が当面の重要問題でありますから、私は二、三問題を控えておりますが、この機会に一つだけ地元の問題を、正式にこの委員会を通じて水産庁長官に申し上げて、御考慮をお願いしたいと思います。それは高知県と愛媛県との果境を中心にした宿毛湾におきまする入会の紛争であります。これは期間を区切りましての契約が繰返されまして、昭和二十五年から二十七年末までの契約が正式にあるにかかわらず、